

2013 年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言

2012 年 6 月 中小企業家同友会全国協議会

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現する

- (1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。①毎年 6 月を「中小企業憲章推進月間」と位置づけ、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行う。②中小企業憲章を国民の総意とするため、国会決議をめざす。③中小企業を軸とした経済政策の戦略立案などを進めるため、首相直属の省庁横断的機能を発揮する会議体を設置する。④中小企業庁の中小企業省への昇格と中小企業担当大臣を設置する。
- (2) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために中小企業庁は次の方策を進めることを提案する。
 - ①『中小企業白書』に、中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目を設ける。
 - ②中小企業憲章の視点から 2020 年頃までを構想する『中小企業ビジョン』の作成に取り組む。
 - ③中小企業憲章の内容実現の観点から中小企業基本法の見直しに着手する。

2. 中小企業が地域で仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

- (1) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援する。また、中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う人材育成を推進する。
- (2) 自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「仕事づくり」交付金を創設する。たとえば「トライアル発注制度」を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展などで支援できるようにする。
- (3) 海外展開・進出に取り組む中小企業を支援する。①日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。②海外展開・進出では、コミュニケーションの問題が大きく、マンパワーの限られる中小企業に対しての語学に強い人材の採用・育成での支援を企画する。③現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携支援を行い、契約書をまとめたり、紛争解決するための代理人が安価に利用できる制度を構築する。現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整える。
- (4) 公共発注機関は適正価格発注に努め、中小企業への発注率を大幅に高める。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用する。また、地方公共団体の官公需において、中小企業の受注機会を増大させ、地域精進度などの適切な評価や地域維持型契約方式の導入が進められるように支援を強める。さらに、インターネットを利用して競り下げを競い合うリバースオークション（競り下げ入札）の導入は果てしないダンピング、低価格競争に中小企業を巻き込み、「中小企業者に関する国等の契約の方針」などの趣旨に逆行するものであり、反対である。

3. 大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進め、持続可能な社会システムの構築を

- (1) 地域の中小企業と防災協定を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築する。また、中小事業所を地域の防災拠点とするため、自家発電設備や備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを計画的に進める。
- (2) 防災重視の生活基盤整備・環境保全型「地域密着型公共事業」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築する。耐震改修助成金の大幅な増額と耐震改修予算の大幅な増大を図ること。特に、高齢者の居住が多い地域などでの改修が進まないことに鑑み、全面改修だけでなく、「一室耐震」や耐震ベットなど簡易耐震・部分改修にも早急に取り組まれない。
- (3) 太陽光や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官と市民、金融の連携で支援する。中小企業の CO2 削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価され

る仕組みを構築する。また、年間のエネルギー消費量が概ねゼロになる「ゼロ・エネルギー住宅」の普及促進をはかり、中小企業の仕事づくりと省エネ技術の向上につなげる。

- (4) 東日本大震災からの復興では、防災と「人間の復興」を重視した新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組む。大量の瓦礫処理では、地域のさまざまな事情を配慮しつつ、被災現地に瓦礫処理施設を建設し、選別作業を行い、金属、木くず、コンクリートなど再生できる物は再生し、公共工事などの材料とする。また、原子力事故による東京電力から支払を受ける営業損害などに係る賠償金についてもすべて非課税とする。

4. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を

- (1) 中小企業金融円滑化法は再延長されたが、この期間中に条件変更した中小企業の事業再生の目途がたつよう金融機関が強力な経営支援をできるよう支援する。金融機関の支援による中小企業の事業再生の状況や経済状況などを勘案して再々延長を検討する。また、金融庁及び中小企業庁は、各金融機関が実施する事業再生や経営支援、販路開拓など中小企業支援事業の取り組み状況を一覽で公表し、その状況を評価（アセスメント）する。
- (2) 2011 年 4 月からセーフティネット保証 5 号が大幅に緩和されて運用されている（対象業種は原則全業種、保証割合 100%）が、超円高や欧州債務危機など予断を許さない状況にあり、先行きの不透明な経営環境が続いていることに鑑み、当分の間はセーフティネット保証 5 号の運用を続けること。
- (3) 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えているが、信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても中小企業とともに生きる地域金融機関に限ることを提案する。
- (4) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。当面、金融機関が国と自治体とともに中小企業の仕事づくり支援や需要創出、金融支援に積極的にかかわる施策を実施するとともに、そのような金融機関の取り組みを評価（アセスメント）するシステムを検討する。

5. 景気回復を支え中小企業の成長に有効な税制を

- (1) 消費税の税率引き上げは、企業の投資と雇用を削減し、国民の消費を縮小してデフレを悪化させ、税収増加にもつながらず、財政を悪化させる可能性もあるので、消費税の税率引き上げに反対する。中小企業を支援し景気を回復するためには免税水準を少なくとも従前の 3,000 万円に、簡易課税の適用水準を 2 億円に引き上げることを要望する。
- (2) 地域の活性化、雇用促進のために、資本金 1 億円未満の中小法人の所得 1500 万円までを 11%の法人税率とする。同時に、現行 7 割超の赤字企業を黒字化して税金を払えるようになるための仕事確保の方策や雇用対策、景気回復策を推進し、税収の増加をはかること。
- (3) 従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」を復活することを提案する。
- (4) 2009 年から適用された「中小企業における経営の継続の円滑化に関する法律」に基づき認可が下りた企業について、生前における事業承継のための株の贈与、相続時の同族株の評価について評価減を認める納税猶予の制度が実施されているが、2011 年 3 月の調査では、法施行後 2 年半で事前確認は 1899 件、認定は相続税で 286 件、贈与税が 96 件と低調な状況になっている。現実的で使いやすい事業承継税制とするため、事業後継者の資格を親族に限ることなく取締役などの 5 年の経験とし、筆頭株主（被相続人を除く）の要件をはずすことなどを提案する。また「雇用の 80% の継続」の要件の緩和を要望する。
- (5) 外形標準課税の対象企業を資本金 1 億円以下に拡大しないこと。固定資産税・都市計画税は担税能力に応じた方式にすること。償却資産税の思い切った軽減策と免税点（150 万円）を倍程度に引き上げること。

以上